明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○事件記録等の特別保存に関する規則（最高裁九）　二
○刑事訴訟規則等の一部を改正する規則（同一〇）　五
〔府　令〕
○消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府八三）　七
○消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（同八四）　八
○警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（同八五）　九
〔府令・省令〕
○株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・経済産業一）　一〇
〔省　令〕
○総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務九七）　二
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（厚生労働一五九）　三
〔規　則〕
○遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委一五）　三
〔告　示〕
○公共職業安定所の出張所の管轄区域の一部を改正する件（厚生労働三三九）　三
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一九六四）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一九六五）　三五
○生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一九六六）　三七
○肥料の登録が失効した件（同一九六七）　三七
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一九六八）　三六
○航空法施行規則第二百三十六条の四十九第二項の国土交通大臣が告示で定める基準の一部を改正する告示（国土交通一一九九）　四〇
○登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示（同一二〇〇）　四〇
〔官庁報告〕
国家試験
二千二十四年度国家公務員採用試験施行計画（人事院）　四五
二千二十四年度外務省専門職員採用試験施行計画（外務省）　四九
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、建設業の許可の取消処分関係　五〇
裁判所
破産、免責、再生関係　五六
特殊法人等
弁理士登録関係　六
地方公共団体
行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　六

最高裁規則

○最高裁判所規則第九号

事件記録等の特別保存に関する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

最高裁判所

事件記録等の特別保存に関する規則

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　特別保存の要望等（第七条・第八条）
第三章　記録の保存の在り方に関する委員会（第九条―第十九条）
第四章　補則（第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この規則は、事件記録、事件書類又は少年調査記録（以下「記録等」という。）のうち、歴史的、社会的な意義を有し、史料又は参考資料として価値を有するものを適切かつ確実に選別し、国民共有の財産として保存し、後世に引き継いでいくことを目的とする。

（定義）

第二条　この規則において「事件記録」とは、別表第一に掲げる事件及びその再審事件の記録をいう。

2　この規則において「事件書類」とは、別表第一に掲げる事件及びその再審事件に関する書類で最高裁判所が別に定めるところにより事件記録から分離されたものをいう。

3　この規則において「少年調査記録」とは、少年の処遇に関する意見書及び少年調査票その他少年の処遇上参考となる書類を編てつして作成されたものをいう。

4　この規則において「特別保存」とは、記録等のうち、史料又は参考資料となるべきものについて、永久に保存することをいう。

（特別保存に付する認定を行う者）

第三条　記録等を特別保存に付する認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める裁判所の長が行う。ただし、既に特別保存に付する認定がされた記録等については、重ねて特別保存に付する認定を行わない。

一　事件記録及び事件書類（次号から第四号までに掲げるものを除く。）　当該事件の第一審裁判所

二　上訴裁判所において調停に付された事件に係る調停事件で当該上訴裁判所が処理したものの事件記録及び事件書類　当該調停に付された事件の事件記録を保存する裁判所

三　再審事件の事件記録　不服申立ての対象となった裁判がされた事件の事件記録を保存する裁判所

四　事件書類のうち、別表第一に掲げる事件又はその再審事件の移送の決定の原本、少額訴訟債権執行事件の移行の決定の原本及び別表第二に掲げる裁判書の原本　当該裁判をした裁判所

五　少年調査記録　特別保存に付する認定を行う原因となるべき事件について終局決定をした家庭裁判所

（特別保存に付する認定の効果）

第四条　特別保存に付する認定を行った記録等は、第六条の規定により送付する場合を除き、当該認定を行った裁判所の長の所属する裁判所において特別保存をする。

（最高裁判所への移管）

第五条　特別保存をした記録等は、最高裁判所の指示により、最高裁判所に移管することができる。

（内閣総理大臣への移管）

第六条　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第十四条第一項の規定に基づく協議による定め（同法附則第三条の規定により同法第十四条第一項の規定に基づく協議による定めとみなされるものを含む。）において同法第二条第六項に規定する歴史公文書等として内閣総理大臣に移管することとされた記録等は、最高裁判所の指示を受けて独立行政法人国立公文書館に送付する。

第二章　特別保存の要望等

（特別保存の要望）

第七条　何人も、第三条本文の規定により特別保存に付する認定を行う裁判所の長に対し、最高裁判所が別に定めるところにより、記録等について、史料又は参考資料となるべきものに当たるとして、特別保存を要望することができる。

（委員会への求意見）

第八条　前条の要望を受けた裁判所の長は、要望があった事件の記録等について特別保存に付さない認定をしようとする場合には、その適否について、次条の委員会に意見を求めなければならない。ただし、前条の要望があった少年調査記録について、既に他の家庭裁判所の長が特別保存に付する認定をした場合は、この限りでない。

第三章　記録の保存の在り方に関する委員会

（設置）

第九条　最高裁判所に、記録の保存の在り方に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第十条　委員会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

一　第八条本文の認定の適否

二　記録等の保存の在り方の見直しや特別保存の運用等に関する事項

三　一定の重大な社会事象が生じた場合にこれに関連する記録等の保存に関する事項

（組織）

第十一条　委員会は、委員六人で組織する。

2　委員は、非常勤とする。

（委員）

第十二条　委員は、法律又は公文書の管理等に関して優れた識見を有する者の中から、最高裁判所が任命する。

2　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員は、再任されることができる。

4　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5　最高裁判所は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

（委員長）

第十三条　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第十四条　委員長は、第八条本文の規定により意見を求められたときその他必要と認められるときは、委員会を招集する。

2　委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、委員長が相当と認める場合において、委員が音声の送受信により同時に通話することができる方法により会議に関与したときは、当該委員は会議に出席したものとみなす。

3　第十条第一号に掲げる事項についての意見に関し議決するときは、出席した委員長及びその他の委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第十五条　委員会の庶務は、最高裁判所事務総局総務局において処理する。

（委員会の調査方法）

第十六条　委員会は、必要があると認めるときは、第八条本文の規定により意見を求めた裁判所の長に対し記録等の提出、説明その他の必要な協力を依頼し、要望を申し出た者に対し意見書の提出を求めることができる。

（手続の非公開）

第十七条　委員会の行う手続は、公開しない。

（意見書の送付等）

第十八条　委員会が第十条の規定により意見を述べる場合には、同条第一号に掲げる事項についての意見は当該意見を求めた裁判所の長宛てに意見書を送付する方法により、その余の事項についての意見は最高裁判所長官宛てに意見書を送付する方法により行う。

2　第八条本文の規定により委員会に意見を求めた裁判所の長は、前項に規定する意見書の送付を受けたときは、当該記録等について特別保存に付する認定又は特別保存に付さない認定を行い、その結果について委員会に報告する。

（委員会の運営）

第十九条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

第四章　補則

（補則）

第二十条　この規則に定めるもののほか、記録等の特別保存に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附　則

1　この規則は、令和六年一月三十日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現に事件記録等保存規程及び少年調査記録規程の一部を改正する規程（令和五年最高裁判所規程第一号。以下この項において「改正規程」という。）第一条の規定による改正前の事件記録等保存規程（昭和三十九年最高裁判所規程第八号）第九条第二項又は改正規程第二条の規定による改正前の少年調査記録規程（昭和二十九年最高裁判所規程第五号）第八条第二項の規定により保存期間満了の後も保存されている記録等は、第三条本文の規定による特別保存に付する認定がされたものとみなす。

3　第十二条第一項の規定による委員の任命に関し必要な行為は、この規則の施行日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

別表第一（第二条、第三条関係）

	事件の種類
一	和解事件
二	督促事件
三	少額訴訟事件 少額訴訟判決に対する異議申立て事件 民事通常訴訟事件 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 人事訴訟事件 行政訴訟事件（選挙に関する訴訟事件を含む。）
四	公示催告事件
五	保全命令事件
六	民事一般調停事件 宅地建物調停事件 商事調停事件 農事調停事件 鉱害調停事件 交通調停事件 公害等調停事件 特定調停事件
七	過料事件
八	民事非訟事件 商事非訟事件
九	借地非訟事件
十	罹災都市借地借家臨時処理事件及び接収不動産に関する借地借家臨時処理事件
十一	発信者情報開示命令事件
十二	配偶者暴力等に関する保護命令事件
十三	労働審判事件
十四	少額訴訟債権執行事件 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売事件 債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件 財産開示事件 第三者からの情報取得事件 企業担保権実行事件
十五	破産事件 再生事件 小規模個人再生事件 給与所得者等再生事件 会社更生事件 承認援助事件 船舶所有者等責任制限事件 油濁等損害賠償責任制限事件

十六	簡易確定事件
十七	仲裁関係事件
十八	人身保護事件
十九	家事審判事件
二十	家事調停事件
二十一	子の返還申立事件
二十二	少年保護事件（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第十八条、第十九条第二項、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定により終局した事件を除く。）
二十三	準少年保護事件
二十四	医療観察処遇事件
二十五	法廷等の秩序維持に関する法律違反事件
二十六	裁判官の分限事件
二十七	民事雑事件 行政雑事件 人身保護雑事件 執行雑事件 家事雑事件 少年審判雑事件 医療観察雑事件

別表第二（第三条関係）

	事件の種類	裁判書の種類
一	民事上告提起事件	上告状却下命令の原本
	民事特別上告受理申立て事件	上告受理申立書却下命令の原本
	民事特別上告提起事件	特別上告状却下命令の原本
	民事抗告提起事件	再抗告状却下命令の原本
	民事特別抗告提起事件	特別抗告状却下命令の原本
	民事許可抗告申立て事件	許可抗告申立書却下命令の原本
	行政上告提起事件	上告却下決定の原本
	行政上告受理申立て事件	上告受理申立て却下決定の原本
	行政特別上告提起事件	特別上告却下決定の原本
	行政抗告提起事件	抗告却下決定の原本
	行政特別抗告提起事件	再抗告却下決定の原本
	行政許可抗告申立て事件	特別抗告却下決定の原本
		抗告不許可決定の原本
		移送の決定の原本
二	民事控訴事件 行政控訴事件	控訴状却下命令の原本 控訴却下決定の原本 移送の決定の原本 判決の原本
	民事抗告事件 民事特別抗告事件 民事許可抗告事件 行政抗告事件 行政特別抗告事件 行政許可抗告事件 少年保護抗告事件 少年保護抗告受理申立て事件 医療観察抗告事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反抗告事件	抗告状却下命令の原本 保全命令の原本 保全命令を取り消し、又は変更する裁判の原本 少年保護抗告事件の終局決定の原本 医療観察抗告事件の終局決定の原本
三	民事抗告事件 民事特別抗告事件 民事許可抗告事件 行政抗告事件 行政特別抗告事件 行政許可抗告事件 少年保護抗告事件 少年保護抗告受理申立て事件 医療観察抗告事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反抗告事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反異議申立事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反特別抗告事件 裁判官の分限抗告事件	借地非訟事件の終局決定の原本（抗告を却下するものを除く。） 罹災都市借地借家臨時処理事件及び接収不動産に関する借地借家臨時処理事件の裁判上の和解と同一の効力を有する決定の原本 破産手続開始の決定の原本 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項及び第二項の免責許可の決定の原本 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百三十五条第一項（同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）の免責の決定の原本 破産法第二百五十四条第一項の免責取消しの決定の原本 復権の決定の原本 簡易確定手続開始の決定の原本 執行認許の決定の原本 家事審判事件の終局決定の原本（抗告を却下するものを除く。） 子の返還申立事件の終局決定の原本（抗告を却下するものを除く。） 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第百十七条第四項の終局決定を変更する決定又は同条第五項の決定（同条第一項の規定により終局決定を変更する決定をいう。）を変更する決定の原本 訴訟等の費用の額の確定の決定の原本 訴訟上の救助又は手続上の救助により納付を猶予された費用の支払を命ずる決定又は取立ての決定の原本 秘密保持命令又は秘密保持命令の取消しの決定の原本 その他の終局決定の原本

四	民事上告事件 民事上告受理事件 民事特別上告事件 行政上告事件 行政上告受理事件 行政特別上告事件	上告却下決定の原本 上告棄却決定の原本 上告不受理決定の原本 特別上告却下決定の原本 特別上告棄却決定の原本 移送の決定の原本	
五		判決の原本	国庫において立て替えた費用の取立ての決定の原本

○最高裁判所規則第十号

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

最高裁判所

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則

（刑事訴訟規則の一部改正）

第一条　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十二条の二」を「第九十二条の三」に改める。

第三十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（裁判の告知）」を付し、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定」を「定め」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十四条の二　法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第五項及び第六項において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達して裁判の告知をすることができる。

2　法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等（同項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。以下同じ。）の提出があつた事件について、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第五項及び第六項において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達して裁判の告知をすることができる。

3　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載がないもの（法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。第七項及び第八項において同じ。）が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被疑者に送達して裁判の告知をすることができる。

4　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた事件について、鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載がないもの（法第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。第七項及び第八項において同じ。）が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被疑者に送達して裁判の告知をすることができる。

5　法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による起訴状の謄本の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつた事件について、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の四第二項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつた事件について、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を送達して裁判の告知をし、又は裁判書の謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されているこれらの個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

6　法第二百七十一条の三第三項若しくは第二百七十一条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項若しくは第二百七十一条の四第四項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた事件について、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが法第二百七十一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されているこれらの個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

7　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた事件について、鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被疑者に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されているこれらの個人特定事項を被疑者に知らせてはならない旨の条件を付することができる。

8　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた事件について、鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されること又は同項第一号ハ(2)若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を送達して裁判の告知をすることができる。

（処置をとるべきことの請求）

第三十四条の三　裁判所又は裁判官は、前条第五項から第七項までの規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同条第五項若しくは第六項の規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

2　前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所又は裁判官に通知しなければならない。

第四十四条第一項第十三号中「第二百九十一条第四項」を「第二百九十一条第五項」に改め、同項第五十一号とし、同項第四十九号中「第二百九十一条第四項」を「第二百九十一条第五項」に改め、同号を同項第五十号とし、同項第四十八号を同項第四十九号とし、同項第四十七号を同項第四十八号とし、同項第四十六号中「第二百九十九条の五第一項」の下に「又は第二項」を加え、同号を同項第四十七号とし、同項第四十五号の次に次の一号を加える。

四十六　法第二百七十一条の五第一項又は第二項（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の請求に関する事項

第五十七条の見出し中「抄本」の下に「等」を加え、同条第一項中「又は裁判を記載した調書」を「、裁判を記載した調書、勾留状に代わるものその他の令状に代わるもの又は裁判書の謄本に代わるもの（第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるものを含む。）」に改め、同条第三項中「附記」を「付記」に改め、同条第五項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

7　第三十四条の二第一項から第四項まで、第六項及び第八項の裁判書の謄本に代わるものには、それぞれその根拠となる規定によるものである旨を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第五十八条第一項中「定」を「定め」に改め、同条第二項中「調書」の下に「、令状に代わるもの若しくは裁判書の謄本に代わるもの（第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるものを含む。）」を加える。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（条件を付する場合等の裁判長等による記名押印）

第六十一条の二　裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨の条件を付する場合において、書面でこれをするときは、当該書面には、被告人又は被疑者に知らせてはならない個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印するものとする。

2　裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を指定する場合において、書面でこれをするときは、当該書面には、被告人に知らせる時期又は方法を指定する個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印するものとする。

第六十三条第一項ただし書中「及び略式命令」を「の謄本、起訴状抄本等、略式命令の謄本及び第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるもの」に改める。

第七十条の次に次の一条を加える。

（勾引状に代わるもの、勾留状に代わるものの記載要件・法第二百七十一条の八等）

第七十条の二　法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の勾引状に代わるもの又は同号の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印しなければならない。

一　被告人の氏名及び住居

二　罪名

三　起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを明らかにしない方法により記載した公訴事実の要旨

四　当該書面が法第二百七十一条の八第一項第二号の規定によるものである旨

五　引致すべき場所又は勾留すべき刑事施設

六　勾引状又は勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

七　勾引状又は勾留状発付の年月日

八　勾引状又は勾留状に記名押印した裁判長又は裁判官の氏名

九　勾留状に代わるものを交付するときは、法第六十条第一項各号に定める事由

2　被告人の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被告人を特定するに足りる事項で被告人を指示することができる。

3　被告人の住居が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

第七十三条の見出し中「勾引状」の下に「等」を加え、同条中「勾引状」の下に「又は勾引状に代わるもの」を加える。

第七十四条の見出し中「謄本」の下に「の被告人への」を、「請求」の下に「等」を加え、同条中「謄本の」の下に「被告人への」を加え、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定による請求があつた場合には、次項各号に掲げるときを除き、被告人に対し、勾引状又は勾留状の謄本を交付するものとする。

3　第一項の規定による請求があつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、被告人に対し、当該各号に定めるものを交付するものとする。

一　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）であつて、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき　当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本

二　法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

三　法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

第七十四条の次に次の三条を加える。

（勾引状、勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等）

第七十四条の二　勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人又はその弁護人は、その謄本の交付を請求することができる。

2　前項の規定による請求があつた場合には、次項各号に掲げるときを除き、弁護人に対し、勾引状又は勾留状の謄本を交付するものとする。この場合において、法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による起訴状の謄本の提出があつたとき又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつたとき（第一号の個人特定事項につき、裁判所若しくは裁判官が法若しくはこの規則の規定により被告人に知らせる時期の指定をし、その時期が到来したとき又は検察官から法第二百九十九条の四第十一項の規定により被告人に知らせる時期を指定した旨の通知があり、その時期が到来したときを除く。）であつて、次の各号に掲げるときは、弁護人に対し、当該各号に定める措置をとるものとする。

一　次号に掲げるとき以外のとき　勾引状の公訴事実の要旨又は勾留状の公訴事実の要旨若しくは被疑事実の要旨中に記載された個人特定事項（起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされた

ものを除く。）及び訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）に限る。）を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すること。

二　前号の個人特定事項につき、裁判所若しくは裁判官が法若しくはこの規則の規定により被告人に知らせる時期若しくは方法の指定をしたとき又は検察官から法第二百九十九条の四第十一項の規定により被告人に知らせる時期若しくは方法を指定した旨の通知があつたとき　当該個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を指定すること。

3　第一項の規定による請求があつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、弁護人に対し、当該各号に定めるものを交付するものとする。

一　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）であつて、法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき　当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本

二　法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつた場合であつて、法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

三　法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた場合であつて、法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

（勾引状、勾留状の謄本の弁護人への交付の請求の方式）

第七十四条の三　前条第一項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2　前項の書面においては、前条第一項の規定による請求であることを明らかにしなければならない。

3　第一項の書面において前条第一項の規定による請求であることが明らかでない場合には、請求者が被告人である請求については第七十四条第一項の規定による請求とみなし、請求者が弁護人である請求については前条第一項の規定による請求とみなす。

（処置をとるべきことの請求）

第七十四条の四　裁判所は、第七十四条の二第二項後段の規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同項後段の規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

2　前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならない。

第八十七条の見出し中「第九十四条」の下に「等」を加え、同条中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条に次の一項を加える。

2　保証書をもつて法第九十八条の九第七項に規定する増額分の保証金に代える場合における前項の規定の適用については、同項中「保証金額」とあるのは、「増額分の保証金額」とする。

第九十一条の見出し中「保証金」の下に「等」を、「第九十六条」の下に「、第九十八条の八、第九十八条の九、第九十八条の十一」を加え、同条第二項中「あらたな」を「新たな」に改め、同条に次の二項を加える。

3　法第九十八条の九第六項の規定により保証金額が減額されたときは、減額分の保証金を還付しなければならない。

4　次の場合には、没取されなかつた監督保証金は、これを還付しなければならない。

一　勾留が取り消され、又は勾留状が効力を失つたとき。

二　保釈が取り消され又は効力を失つたとき。

三　勾留の執行停止が取り消され又は効力を失つたとき。

四　監督者が解任され又は死亡したとき。

第九十二条の二の見出し中「第九十八条」を「第三百四十三条、第九十八条等」に改め、同条中「第三百四十三条」を「第三百四十三条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合又は法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「勾留状の謄本」とあるのは、「法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の勾留状に代わるもの又は法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」とする。

第一編第八章中第九十二条の二の次に次の一条を加える。

（監督保証金に代わる保証書の記載事項・法第九十八条の六等）

第九十二条の三　監督保証金に代わる保証書には、監督保証金額及びいつでもその監督保証金を納める旨を記載しなければならない。

第百四条及び第百十二条中「から第七十六条まで」を「、第七十三条、第七十四条第一項及び第二項、第七十五条並びに第七十六条」に改める。

第百三十一条の次に次の一条を加える。

（鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第百六十七条、第二百七十一条の八等）

第百三十一条の二　法第百六十七条第五項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

一　被告人の氏名及び住居

二　罪名

三　起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを明らかにしない方法により記載した公訴事実の要旨

四　当該書面が法第百六十七条第五項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号の規定によるものである旨

五　留置すべき場所

六　留置の期間

七　鑑定の目的

八　鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

九　鑑定留置状発付の年月日

十　鑑定留置状に記名押印した裁判長の氏名

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第百六十七条第五項において準用する法第二百七十一条の八第一項第二号の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。

第百四十一条の二の見出し中「通知」の下に「等」を加え、同条中「したとき」の下に「又は法第二百一条の二第一項の規定により逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員を指定したとき」を加える。

第百四十二条の次に次の一条を加える。

（逮捕状に代わるものの交付請求書の記載要件）

第百四十二条の二　法第二百一条の二第一項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　被疑者の氏名及び住居

二　罪名

三　法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

五　前条第一項第四号及び第五号に掲げる事項

六　逮捕状に代わるものを数通必要とするときは、その旨及び事由

七　引致すべき官公署その他の場所

3　前項の場合には、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第百四十三条に次の一項を加える。

2　法第二百一条の二第一項の規定による請求をするには、前条第二項第四号に掲げる事項を認めるべき資料をも提供しなければならない。

第百四十四条の次に次の一条を加える。

（逮捕状に代わるものの記載要件）

第百四十四条の二　逮捕状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

一　被疑者の氏名及び住居

二　罪名

三　法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　当該書面が法第二百一条の二第二項の規定によるものである旨

五　引致すべき官公署その他の場所

六　請求者の官公職氏名

七　逮捕状の有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず逮捕状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

八　逮捕状発付の年月日

九　逮捕状を発付した裁判官の氏名

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、逮捕状に代わるものについてこれを準用する。

第百四十五条の次に次の一条を加える。

（逮捕状に代わるものの作成）

第百四十五条の二　逮捕状に代わるものは、第百四十二条の二第一項の書面及びその記載を利用してこれを作ることができる。

第百四十六条の見出し中「逮捕状」の下に「等」を加え、同条中「逮捕状」の下に「及び逮捕状に代わるもの」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（逮捕状に代わるものの交付請求の却下等）

第百四十六条の二　第百四十条及び第百四十一条の規定は、法第二百一条の二第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

第百四十七条の次に次の一条を加える。

（勾留状に代わるものの交付等請求書の記載要件・法第二百七条の二）

第百四十七条の二　法第二百七条の二第一項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　被疑者の氏名及び住居

二　罪名

三　法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別及びその事由

3　被疑者の住居、罪名、法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨又は同項の規定による請求に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)若しくは第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別の記載については、これらの事項が第百四十二条の二第一項の書面の記載と同一であるときは、前項の規定にかかわらず、その旨を第一項の書面に記載すれば足りる。

4　第二項の場合には、第百四十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

第百四十八条に次の一項を加える。

3　法第二百七条の二第一項の規定による請求をするには、前条第二項第四号に掲げる事項を認めるべき資料をも提供しなければならない。

第百四十九条の次に次の二条を加える。

（勾留状に代わるものの記載要件・法第二百七条の二）

第百四十九条の二　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

一　被疑者の氏名及び住居

二　罪名

三　法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　当該書面が法第二百七条の二第二項の規定によるものである旨

五　法第二百七条の二第二項の規定による措置に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

六　勾留すべき刑事施設

七　勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

八　勾留の請求の年月日

九　勾留状発付の年月日

十　勾留状を発付した裁判官の氏名

十一　法第六十条第一項各号に定める事由

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものについてこれを準用する。

（勾留状に代わるものの交付等請求の却下等・法第二百七条の二）

第百四十九条の三　第百四十条及び第百四十一条の規定は、法第二百七条の二第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

第百五十条の二を第百五十条の九とし、第百五十条の次に次の七条を加える。

（個人特定事項の通知の請求の方式・法第二百七条の三）

第百五十条の二　法第二百七条の三第一項の請求は、理由を記載した書面でこれをしなければならない。

（勾留状に代わるものの記載要件・法第二百七条の三）

第百五十条の三　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

一　被疑者の氏名及び住居

二　罪名

三　勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものに記載がないもの（法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　当該書面が法第二百七条の三第三項の規定によるものである旨

五　勾留すべき刑事施設

六　勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

七　勾留の請求の年月日

八　勾留状発付の年月日

九　勾留状を発付した裁判官の氏名

十　法第六十条第一項各号に定める事由

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものについてこれを準用する。

（勾留状の謄本の被疑者への交付の請求等・法第二百七条等）

第百五十条の四　勾留状の執行を受けた被疑者は、その謄本の被疑者への交付を請求することができる。

2　前項の規定による請求があつた場合には、被疑者に対し、勾留状の謄本を交付するものとする。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたとき（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）は、被疑者に対し、当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本を交付するものとする。

（勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等）

第百五十条の五　勾留状の執行を受けた被疑者又はその弁護人は、その謄本の弁護人への交付を請求することができる。

2　前項の規定による請求があつたときは、その旨を検察官に通知しなければならない。

3　前項の規定による通知を受けた検察官は、勾留状並びに法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの及び法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるもの（いずれもその交付があつた場合に限る。）を差し出さなければならない。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつたとき（以下この条において「全部通知の裁判があつたとき」という。）は、勾留状を差し出せば足りる。

4　前項の検察官は、第二項の規定による通知に係る事件において法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたとき（全部通知の裁判があつたときを除く。）は、前項の規定による勾留状等の差出しと同時に、次の各号に定める措置のうち、とるべきものを通知するものとする。ただし、第二号に定める措置をとるべき旨の通知は、第一号に定める措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されること又は同項第一号ハ(2)若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときに限り、することができる。

一　弁護人に対し、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付して勾留状の謄本を交付すること。

二　弁護人に対し、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本を交付すること。

5　第一項の規定による請求があつた場合には、次項の規定による措置をとるときを除き、弁護人に対し、勾留状の謄本を交付するものとする。この場合において、第一項の規定による請求に係る事件において法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたとき（全部通知の裁判があつたときを除く。）は、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付するものとする。

6　第一項の規定による請求があつた場合であつて、検察官から第四項第二号に定める措置をとるべき旨の通知があつたときは、弁護人に対し、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本を交付するものとする。ただし、第四項第一号に定める措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)又は第二号イに規定する名誉又は社会生活の平穏が著しく害されること及び同項第一号ハ(2)又は第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがないことが明らかなときは、この限りでない。

（勾留状の謄本の弁護人への交付の請求の方式）

第百五十条の六　前条第一項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2　前項の書面においては、前条第一項の規定による請求であることを明らかにしなければならない。

3　第一項の書面において前条第一項の規定による請求であることが明らかでない場合には、請求者が被疑者である請求については第百五十条の四第一項の規定による請求とみなし、請求者が弁護人である請求については前条第一項の規定による請求とみなす。

（勾留状の謄本を弁護人に交付する旨の裁判）

第百五十条の七　裁判官は、第百五十条の五第六項の規定による勾留状に代わるものの謄本の交付があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、弁護人に対し、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付して勾留状の謄本を交付する旨の裁判をしなければならない。

一　第百五十条の五第五項後段の規定による措置によつて、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)及び第二号イに規定する名誉又は社会生活の平穏が著しく害されること並びに同項第一号ハ(2)及び第二号ロに規定する行為を防止できるとき。

二　第百五十条の五第六項の規定による措置により被疑者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

2　裁判官は、前項の請求について裁判をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

（処置をとるべきことの請求）

第百五十条の八　裁判官は、第百五十条の五第五項後段又は前条第一項の規定により付した条件に弁護人が違反したときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

2　前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判官に通知しなければならない。

第百五十三条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）においては、当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）を被疑者に示させ、延長する期間及び理由並びに延長の裁判をした裁判官の氏名を被疑者に読み聞かせさせれば足りる。

第百五十四条の見出し中「謄本」を「期間の延長の裁判の記載のある勾留状の謄本の被疑者への」に改め、「請求」の下に「等」を加え、同条中「謄本の」の下に「被疑者への」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定による請求があつた場合には、第百五十条の四第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「もの」の謄本」とあるのは「もの」の謄本及び第百五十三条第一項の裁判の記載のある勾留状の抄本であつて、被疑事実の要旨の記載がないもの」と読み替えるものとする。

第百五十四条の次に次の一条を加える。

（期間の延長の裁判の記載のある勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等）

第百五十四条の二　第百五十三条第一項の裁判があつたときは、被疑者又は弁護人は、その裁判の記載のある勾留状の謄本の弁護人への交付を請求することができる。

2　前項の規定による請求があつた場合には、第百五十条の五第二項から第六項まで及び第百五十条の六から第百五十条の八までの規定を準用する。この場合において、第百五十条の五第二項中「前項」とあるのは「第百五十四条の二第一項」と、同条第四項第二号及び第六項中「謄本」とあるのは「謄本及び第百五十三条第一項の裁判の記載のある勾留状の抄本であつて、被疑事実の要旨の記載がないもの」と、同条第五項及び第六項中「第一項の規定による請求」とあるのは「第百五十四条の二第一項の規定による請求」と、第百五十条の六中「前条第一項」とあるのは「第百五十四条の二第一項」と、同条第三項中「第百五十条の四第一項」とあるのは「第百五十四条第一項」と読み替えるものとする。

2　逮捕状に代わるものには、逮捕状の有効期間内であつても、逮捕の必要がなくなつたときは、直ちに逮捕状に代わるものを返還しなければならない旨をも記載しなければならない。

第百五十八条の二の次に次の六条を加える。

（鑑定留置状に代わるものの交付等請求書の記載要件・法第二百二十四条、第二百七条の二）

第百五十八条の三　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　被疑者の氏名及び住居

二　罪名

三　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ⑴若しくは⑵又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別及びその事由

3　前項の場合には、第百四十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

（鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第二百二十四条、第二百七条の二）

第百五十八条の四　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

一　被疑者の氏名及び住居

二　罪名

三　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　当該書面が法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定によるものである旨

五　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による措置に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ⑴若しくは⑵又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

六　留置すべき場所

七　留置の期間

八　鑑定の目的

九　鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

十　鑑定留置状を発付した裁判官の氏名

十一　鑑定留置状の発付の年月日

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。

（鑑定留置状に代わるものの交付等請求の却下等・法第二百二十四条、第二百七条の二）

第百五十八条の五　第百四十条及び第百四十一条の規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

（個人特定事項の通知の請求の方式・法第二百二十四条、第二百七条の三）

第百五十八条の六　第百五十条の二の規定は、法第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項の請求について準用する。

（鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第二百二十四条、第二百七条の三）

第百五十八条の七　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

一　被疑者の氏名及び住居

二　罪名

三　鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものに記載がないもの（法第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項の裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　当該書面が法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の規定によるものである旨

五　留置すべき場所

六　留置の期間

七　鑑定の目的

八　鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

九　鑑定留置状発付の年月日

十　鑑定留置状を発付した裁判官の氏名

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。

（準用規定）

第百五十八条の八　第百五十条の四から第百五十条の八までの規定は、法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた場合について準用する。この場合において、第百五十条の四（見出しを含む。）、第百五十条の五の見出し、同条第一項及び第三項から第六項まで、第百五十条の六の見出し並びに第百五十条の七の見出し及び同条第一項中「勾留状」とあるのは「鑑定留置状」と、第百五十条の四第二項及び第百五十条の五第三項から第五項までの規定中「第二百七条の二第二項の」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の」と、第百五

十条の四第二項及び第百五十条の五第三項中「第二百七条の三第一項」とあるのは「第二百二十四条第三項において準用する法第二百七条の三第一項」と、第百五十条の四第二項、第百五十条の五第三項、第四項第一号及び第二号、第五項並びに第六項並びに第百五十条の七第一項中「第二百七条の三第三項」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の三第三項」と、「第二百七条の二第二項本文」とあるのは「第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文」と読み替えるものとする。

第百六十四条第一項中「外」を「ほか」に改め、同項第一号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項に次の一号を加える。

三　法第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出するときは、同条第一項の規定による求めに係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

第百六十五条の見出しを「(弁護人選任書の差出し等・法第二百五十六条等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項」を「法第二百五十六条の二」に改め、同項を同条第三項とする。

第百六十五条の二を第百六十五条の三とし、第百六十五条の次に次の一条を加える。

（起訴状抄本等の記載事項等・法第二百七十一条の二等）

第百六十五条の二　法第二百七十一条の二第二項の起訴状抄本等には、同項の規定によるものである旨を記載しなければならない。

2　法第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出する場合には、検察官は、当該起訴状抄本等のほか、起訴状抄本等一通を裁判所に差し出さなければならない。

3　法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の起訴状の謄本又は法第二百七十一条の三第三項若しくは第二百七十一条の四第四項の起訴状抄本等には、それぞれその根拠となる規定によるものである旨を記載しなければならない。

4　法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定により起訴状抄本等を提出する場合には、検察官は、当該起訴状抄本等のほか、起訴状抄本等一通を裁判所に差し出さなければならない。

第百六十六条中「若しくは略式命令」を「の謄本、起訴状抄本等、略式命令の謄本若しくは第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるもの」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「虞」を「おそれ」に改める。

第百六十七条の見出し中「逮捕状、勾留状」を「逮捕状等」に改め、同条第一項中「又は逮捕状及び勾留状」を「、逮捕状に代わるもの、勾留状、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの及び法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるもの（以下この条において「逮捕状等」という。）（いずれもその発付又は交付があつた場合に限る。）」に改め、同条第二項中「及び勾留状」を「等」に改め、同条第三項中「逮捕状、勾留状」を「第一項の逮捕状等」に改める。

第百七十六条の見出し中「第二百七十一条」の下に「等」を加え、同条第一項中「起訴状の謄本を受け取つた」を「法第二百五十六条の二の規定による起訴状の謄本の提出があつた」に改め、同条第二項中「の送達」を「又は起訴状抄本等の被告人に対する送達」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（呼称の定め等・法第二百七十一条の二等）

第百七十六条の二　裁判所は、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件又は法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた事件について、必要があると認めるときは、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものに係る名称に代わる呼称を定めることができる。

2　前項の規定により呼称を定めた場合には、検察官、被告人及び弁護人に対し、その呼称を通知しなければならない。

3　第一項の規定により定められた呼称がある場合において、その呼称を当該事件の訴訟に関する書類（判決書及び判決を記載した調書を除く。次項において同じ。）に記載したときは、第一項に規定する個人特定事項に係る名称を記載したものとみなす。

4　前項に規定する場合において、第一項に規定する個人特定事項に係る名称が氏名であり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第三項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項、第五十二条の十五第三項及び第百十八条第三項中「署名押印させなければならない」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第五十二条の五第二項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」とする。

（個人特定事項の通知の請求の方式・法第二百七十一条の五等）

第百七十六条の三　法第二百七十一条の五第一項又は第二項（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の請求は、書面を差し出してこれをしなければならない。

2　被告人又は弁護人は、前項の請求をしたときは、速やかに、同項の書面の謄本を検察官に送付しなければならない。

3　裁判所は、第一項の規定にかかわらず、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においては、同項の請求を口頭ですることを許すことができる。

（通知の請求に対する判断の時期・法第二百七十一条の五等）

第百七十六条の四　前条第一項の請求については、遅滞なく決定をしなければならない。ただし、当該請求が訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかである場合は、この限りでない。

（呼称の通知・法第二百七十一条の六等）

第百七十六条の五　裁判所は、法第二百七十一条の六第二項の規定により、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じた場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の六第二項の規定により、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じた場合において、弁護人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、弁護人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

2　裁判所は、法第二百七十一条の六第四項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものの記載がないものを交付した場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の六第四項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものの記載がないものを交付した場合において、弁護人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、弁護人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

3　裁判所は、法第二百七十一条の六第五項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものの記載がないものを交付した場合又は法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の六第五項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものの記載がな

いものを交付した場合において、法第四十六条の規定による請求をした被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、その被告人その他訴訟関係人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

4　裁判所は、法第二百七十一条の六第六項の規定により、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、若しくは当該部分の朗読の求めを拒んだ場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の六第六項の規定により、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、若しくは当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、被告人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

5　前各項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について第百七十六条の二第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

（公判期日外の尋問調書の閲覧等の制限）

第百七十六条の六　裁判所は、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置又は法第三百十二条の二第三項の規定による措置をとつた場合において、当該措置に係る個人特定事項（法第二百七十一条の五第一項（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。以下この条において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当し、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第百二十六条（第百三十五条及び第百三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第一項の尋問調書を第百二十六条第二項の規定により閲覧し、又は同条第三項の規定により朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

2　裁判所は、前項の規定により、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置若しくは法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人又は弁護人の請求がある場合であつて、当該個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、被告人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

3　前項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について第百七十六条の二第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

第百七十八条の七中「第二百九十九条の四第二項」を「第二百九十九条の四第三項から第五項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2　検察官は、法第二百九十九条の四第三項から第五項まで又は第八項から第十項までの規定により、被告人又は弁護人に対し、氏名に代わる呼称を知る機会を与える場合において、当該氏名について第百七十六条の二第一項又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称があるときは、氏名に代わる呼称として当該呼称を知る機会を与えるものとする。

第百七十八条の八第一項中「第二百九十九条の四第五項」を「第二百九十九条の四第十一項」に改め、同条第二項第一号中「第四項」を「第十項」に改め、同項第二号中「又は第三項」を「、第二項、第六項又は第七項」に改め、同項第三号中「第二百九十九条の四第二項又は第四項」を「第二百九十九条の四第三項から第五項まで又は第八項から第十項まで」に改め、同項第四号中「第二百九十九条の四第三項又は第四項」を「第二百九十九条の四第六項から第十項まで」に改める。

第百七十八条の九第一項中「第二百九十九条の五第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第百七十八条の十六を第百七十八条の十七とする。

第百七十八条の十五第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第百七十八条の十六とする。

第百七十八条の十四を第百七十八条の十五とし、第百七十八条の十三を第百七十八条の十四とする。

第百七十八条の十二第一項中「又は法第二百九十九条の五第二項」を「若しくは第二項又は第百九十九条の五第三項若しくは第四項」に改め、同条第二項中「第二百九十九条の四第二項」を「第二百九十九条の四第三項から第五項まで」に改め、同条を第百七十八条の十三とする。

第百七十八条の十一中「から第四項まで」を「、第三項、第六項若しくは第八項」に、「第二百九十九条の五第二項」を「第二百九十九条の五第三項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第百七十八条の十二とする。

3　前項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について第百七十八条の十第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

第百七十八条の十第一項中「第二百九十九条の四第二項若しくは第四項」を「第二百九十九条の四第三項又は第八項」に、「氏名若しくは」を「氏名又は」に、「記載され若しくは」を「記載され又は」に改め、同条第二項中「第二百九十九条の六第三項」を「第二百九十九条の六第六項」に、「から第四項まで」を「、第三項、第六項若しくは第八項」に、「第二百九十九条の五第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　裁判所は、法第二百九十九条の六第四項の規定により、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて検察官がとつた法第二百九十九条の四第三項又は第八項の規定による措置に係る者の氏名又は住居の記載がないものを交付した場合において、弁護人の請求があるときは、弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

3　裁判所は、法第二百九十九条の六第五項の規定により、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者又は裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者の氏名又は住居の記載がないものを交付した場合において、法第四十六条の規定による請求をした被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）の請求があるときは、その被告人その他訴訟関係人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

第百七十八条の十に次の一項を加え、同条を第百七十八条の十一とする。

5　前各項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について前条第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

第百七十八条の九の次に次の一条を加える。

（呼称の定め等・法第二百九十九条の四等）

第百七十八条の十　裁判所は、検察官が法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置をとつたことについて同条第十一項の規定による通知があつた場合又は裁判所が法第二百九十九条の五第三項の規定による措置をとつた場合において、必要があると認めるときは、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者又は裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者の氏名又は住居に代わる呼称を定めることができる。

2　前項の規定により呼称を定めた場合には、検察官、被告人及び弁護人に対し、その呼称を通知しなければならない。

3　第一項の規定により定められた呼称がある場合において、その呼称を当該事件の訴訟に関する書類（判決書及び判決を記載した調書を除く。次項において同じ。）に記載したときは、第一項の氏名又は住居を記載したものとみなす。

4　前項に規定する場合において、第一項の規定による氏名に代わる呼称の定めがあり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第三項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項、第五十二条の十五第三項及び第百十八条第三項中「署名押印させなければならない」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第五十二条の五第二項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」とする。

第百七十九条第一項中「を送達する」を「又は起訴状抄本等の被告人に対する送達の」に改め、同条第二項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第百九十七条の二中「第二百九十一条第四項」を「第二百九十一条第五項」に、「確め」を「確かめ」に改める。

第二百七条の次に次の一条を加える。

（閲覧の対象から除外することに弁護人に異議がなかつた部分の通知等）

第二百七条の二　裁判所は、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件又は法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた事件について、弁護人が法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは謄写する場合又は弁護人若しくは被告人その他訴訟関係人（検察官を除く。第四項第二号において同じ。）から法第四十六条の規定による請求があつた場合において、必要があると認めるときは、検察官に対し、法第三百十条の規定により裁判所に提出された証拠書類又は証拠物に記載され又は記録されている個人特定事項（起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの及び訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを除く。）であつて、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置に係る者のもの又は法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る者のもののうち、法第二百九十九条第一項本文の規定により検察官が弁護人に事前に閲覧する機会を与えるに当たり、閲覧の対象から除外することについて弁護人に異議がなかつたもの（以下この条において「非開示個人特定事項」という。）又は弁護人から被告人に知らせないことについて弁護人に異議がなかつたもの（以下この条において「条件付き開示個人特定事項」という。）の有無及びこれらの個人特定事項がある場合にはその内容を通知するよう求めることができる。

2　検察官は、前項の規定による求めがあつた場合には、裁判所に対し、非開示個人特定事項及び条件付き開示個人特定事項の有無並びにこれらの個人特定事項がある場合にはその内容を通知するものとする。ただし、同項の規定による求めの前に、同項の証拠書類若しくは証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないもの又は非開示個人特定事項若しくは条件付き開示個人特定事項を特定したものを提出しているときは、この限りでない。

3　検察官は、第一項の証拠書類又は証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載又は記録がないものを提出することによつて、前項本文の通知に代えることができる。

4　裁判所は、次の各号に掲げる場合には、それにより被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときを除き、当該各号に定める措置をとることができる。ただし、第一号に定める措置については同号の弁護人に、第二号に定める措置については同号の請求をした者に異議がないときに限り、とることができる。

一　弁護人が法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写する場合であつて、非開示個人特定事項があるとき　訴訟に関する書類若しくは証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないもの又は第二項ただし書若しくは前項の証拠書類若しくは証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないものを閲覧又は謄写させる方法により、当該請求に係る閲覧又は謄写に代えること。

二　弁護人又は被告人その他訴訟関係人から法第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、非開示個人特定事項があるとき　裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて非開示個人特定事項の記載がないものを交付すること。

三　弁護人が法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは謄写する場合又は弁護人から法第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、条件付き開示個人特定事項があるとき　弁護人が訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは謄写するに当たり又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、これらに記載又は記録された条件付き開示個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すること。

第二百九条の見出しを「（訴因変更等請求書面の朗読・法第三百十二条等）」に改め、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「前項の」を「法第三百十二条第五項又は第三百十二条の二第三項の規定による」に、「第一項の書面」を「訴因変更等請求書面」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項中「書面の」を「訴因変更等請求書面の」に、「第一項の書面」を「訴因変更等請求書面」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「第四項」を「第一項」に、「書面」を「訴因変更等請求書面」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　法第三百十二条の二第三項の規定による措置がとられた場合においては、第二項後段（前項前段の規定により第二項後段と同様とすることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部について法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定があつた場合に限り、適用する。この場合において、第二項後段中「訴因変更等請求書面」とあるのは、「法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について同条第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定があつた場合にあつては訴因変更等請求書面を、法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項の一部について当該決定があつた場合にあつては訴因変更等請求書面抄本等及び同条第四項において準用する法第二百七十一条の五第四項に規定する書面」とする。

第二百九条第七項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（訴因変更等請求書面の記載要件等・法第三百十二条の二）

第二百九条の二　法第三百十二条の二第二項の規定により訴因変更等請求書面抄本等を提出する場合には、訴因変更等請求書面に、同条第一項の規定による求めに係る者がそれぞれ法第二百七十一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を記載しなければならない。

2　前項に規定する場合には、第百六十五条の二第一項及び第二項の規定を準用する。

3　法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定により訴因変更等請求書面抄本等を提出する場合には、第百六十五条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

第二百十三条の二第一号中「訴因若しくは罰条を追加若しくは変更する書面」を「訴因変更等請求書面」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二号中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第三号ただし書中「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二百十七条の十四中「第三百十六条の五第七号から第九号まで」を「第三百十六条の五第三号又は第八号から第十号まで」に改める。

第二百十七条の十五第一項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号イ中「第三百十六条の五第八号」を「第三百十六条の五第九号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「第二百九十九条の五第一項」の下に「又は第二項」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十五　法第二百七十一条の五第一項又は第二項（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の請求に関する事項

第二百十七条の十九中「第百七十八条の十三」を「第百七十八条の十四」に改める。

第二百十七条の二十五中「第百七十八条の八から第百七十八条の十二」を「第百七十八条の七第二項及び第百七十八条の八から第百七十八条の十二」に、「第四項」を「第十項」に改める。

第二百十七条の二十九中「第二百十七条の二から」の下に「第二百十七条の四までの見出し中「第三百十六条の二」とあるのは「第三百十六条の二十八」と、第二百十七条の三及び第二百十七条の四中「第三百十六条の二第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第一項」と、第二百十七条の五から」を加え、「の見出し及び同条第一項第十七号イ、第二百十七条の十六」を削り、「第二百十七条の二十（見出しを含む。）」を「第二百十七条の二十第一項」に、「及び第二百十七条の二十六（これらの規定の見出しを含む。）」を「（見出しを含む。）」に改め、「、第二百十七条の二十五中「法第三百十六条の二十三第二項」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三」と」を削り、「第二百十七条の十五第一項第十七号イ」を「第二百十七条の十五第一項第十七号中「第三百十六条の二十三第三項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第三項」と、同項第十八号イ」に、「法第百五十七条の二第一項」を「第百五十七条の二第一項」に改め、「第百五十七条の三第一項」と」の下に「、「第三百十六条の五第九号」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の五第九号」と」を、「の公判期日」と」の下に「、第二百十七条の二十の見出し中「第三百十六条の十三」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十三」と、同条第二項中「第三百十六条の十七第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十七第一項」と、第二百十七条の二十五中「第三百十六条の二十三第二項」とあるのは「第三百十六条の二十三第二項」と」を加える。

第二百十八条中「訴因若しくは罰条を追加若しくは変更する書面」を「訴因変更等請求書面」に改める。

第二百二十二条の十四第一項及び第二百二十二条の十五第一項中「第二百九十一条第四項」を「第二百九十一条第五項」に改める。

第二百五十八条の二の見出し中「謄本」の下に「等」を加え、同条第一項中「申立が」を「申立てが」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「申立の」を「申立ての」に改め、「受けているとき」の下に「（その交付を受けるに当たり、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（法第二百七十一条の五第一項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。）又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（法第三百十二条の二第四項（法第四百四条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）を被告人に知らせてはならない旨の条件が付され、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定された場合を含む。）又は法第二百七十一条の六第四項若しくは第五項（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による判決の抄本の交付、法第二百九十九条の六第四項若しくは第五項の規定による判決の抄本の交付若しくは法第四百四条において準用する法第二百七十一条の六第四項若しくは第五項（これらの規定を法第四百四条において準用する場合を含む。）若しくは第二百九十九条の六第四項若しくは第五項の規定による判決の抄本の交付を受けているとき」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、弁護人又は被告人その他訴訟関係人（検察官を除く。）から第二百五十七条の申立てがあつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置をとることをもつて、判決の謄本の交付に代えることができる。

一　第二百五十七条の申立てに係る事件において法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき又は法第三百十二条の二第二項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたとき　法第二百七十一条の六第三項から第五項まで（これらの規定を法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による措置又は法第四百四条において準用する法第三百十二条の二第四項から第五項まで（これらの規定を法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による措置

二　第二百五十七条の申立てに係る事件において検察官が法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項（これらの規定を法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による措置をとつたとき又は裁判所が法第二百九十九条の五第三項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による措置をとつたとき　法第二百九十九条の六第三項から第五項まで（これらの規定を法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による措置

第二百五十八条の二第三項中「第一項但書」を「第一項ただし書」に改め、「謄本」の下に「又は抄本」を加える。

第二百五十八条の三第一項中「前条第二項」を「第二百五十八条の二第二項」に改め、「による謄本」の下に「又は抄本」を加え、「前条第一項但書」を「同条第一項ただし書」に、「申立を」を「申立てを」に、「を添附」を「又は抄本を添付」に改め、同条第二項中「摘記」を「摘示」に、「申立」を「申立て」に改め、同条を第二百五十八条の四とする。

第二百五十八条の二の次に次の一条を加える。

（処置をとるべきことの請求）

第二百五十八条の三　裁判所は、前条第二項ただし書の規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同項ただし書の規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

2　前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならない。

第二百六十条第一項中「第二百五十八条の三第一項」を「第二百五十八条の四第一項」に、「添付書類」を「添付書類」に改める。

第二百六十三条第一項中「第二百五十八条の三第一項」を「第二百五十八条の四第一項」に改める。

第二百七十八条の次に次の二条を加える。

（少年鑑別所への送致令状に代わるものの交付請求等）

第二百七十八条の二　検察官は、法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、勾留の請求に代わる少年法第十七条第一項の措置の請求（以下「勾留に代わる措置の請求」という。）と同時に、裁判官に対し、勾留に代わる措置の請求をされた少年に被疑事件を告げるに当たつては当該個人特定事項を明らかにしない方法によること及び少年に示すものとして当該個人特定事項の記載がない前条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付することを請求することができる。

2　裁判官は、前項の規定による請求を受けたときは、勾留に代わる措置の請求をされた少年に被疑事件を告げるに当たつては、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに、少年法第四十四条第二項の規定により令状を発するときは、これと同時に、少年に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した当該令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付するものとする。ただし、当該請求に係る者が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなときは、この限りでない。

第二百七十八条の三　裁判官は、前条第二項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、少年又は弁護人の請求により、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部を少年に通知する旨の裁判をしなければならない。

一　イ又はロに掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。

イ　被害者の個人特定事項　当該措置に係る事件に係る罪が法第二百一条の二第一項第一号イ及びロに規定するものに該当せず、かつ、当該措置に係る事件が同号ハに掲げるものに該当しないとき。

ロ　被害者以外の者の個人特定事項　当該措置に係る者が法第二百一条の二第一項第二号に掲げる者に該当しないとき。

二　当該措置により少年の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

2　裁判官は、前項の請求について裁判をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

3　裁判官は、第一項の裁判（前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の一部を少年に通知する旨のものに限る。）をしたときは、速やかに、検察官に対し、少年に示すものとして、当該個人特定事項（当該裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した第二百七十八条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付するものとする。

4　第一項の裁判の執行は、法第二百七条の三第五項の規定並びに法及びこの規則中勾留状の執行に関する規定に準じてこれをしなければならない。

第二百八十一条中「勾留の請求に代え少年法第十七条第一項の措置を請求」を「勾留に代わる措置の請求を」に、「第百五十条」を「第百五十条の八」に改める。

第二百八十三条に次のただし書を加える。

ただし、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた場合、法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置がとられた場合、法第二百九十九条の五第三項の規定による措置がとられた場合又は法第三百十二条の二第二項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた場合であつて、原判決の謄本を添えることができないときは、原判決の抄本であつてこれらの措置に係る個人特定事項又は氏名若しくは住居の記載がないものを添えれば足りる。

第二百八十九条に次の一項を加える。

5　検察官は、次条第二項の略式命令の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達するのを相当と思料するときは、起訴状に記載された個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるべき資料を裁判所に差し出すことができる。

第二百九十条第二項中「略式命令」の下に「又は略式命令の謄本に代わるもの」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　裁判所は、略式命令を発する場合において、起訴状に記載された個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当し、かつ、相当と認めるときは、略式命令の謄本に代えて当該個人特定事項の記載がない略式命令の抄本その他の略式命令の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達してその告知をすることができる。

3　前項の略式命令の謄本に代わるものには、同項の規定によるものである旨を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第二百九十二条の見出し中「差出」を「送達」に改め、「第四百六十三条」の下に「等」を加え、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「法第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出があつた」に改め、同項を同条とし、同条に次の一項を加える。

2　法第四百六十三条第五項において読み替えて適用する法第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出する場合には、検察官は、当該起訴状抄本等及び第百六十五条の二第二項の規定により差し出す起訴状抄本等に、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ⑴若しくは⑵又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を記載しなければならない。

第二百九十二条の次に次の一条を加える。

（準用規定）

第二百九十二条の二　法第四百六十八条第五項において読み替えて適用する法第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出する場合については、前条第二項の規定を準用する。

第三百三条第二項中「属する」を「所属する」に、「適当の」を「適当な」に改める。

第三百五条中「第六十二条第三項」の下に「、第七十条の二第一項第五号」を加え、「第九十二条の二」を「第九十二条の二第一項、第百四十九条の二第一項第六号、第百五十条の三第一項第五号」に改める。

（少年審判規則の一部改正）

第二条　少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「保護事件の記録又は証拠物に、閲覧させることにより人の身体若しくは財産に害を加え若しくは人を畏怖させ若しくは困惑させる行為又は人の名誉若しくは社会生活の平穏を著しく害する行為がなされるおそれがある事項が記載され又は記録されている部分があると認めるときは」を「次の各号に掲げる場合には」に、「当該事項」を「当該各号に定める事項」に、「あるとき」を「ある場合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百七十一条の二第一項第一号イ若しくはロに規定する罪のもの又は法第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号イ若しくはロに規定する罪に係る刑罰法令に触れるものについて、保護事件の記録又は証拠物に、当該事件の被害者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）が記載され又は記録されている部分がある場合において、相当と認めるとき　当該個人特定事項

二　前号に掲げる場合のほか、保護事件の記録又は証拠物に、閲覧させることにより人の身体若しくは財産に害を加え若しくは人を畏怖させ若しくは困惑させる行為又は人の名誉若しくは社会生活の平穏を著しく害する行為がなされるおそれがある事項が記載され又は記録されている部分があると認める場合において、相当と認めるとき　当該事項

第七条第四項中「同項本文に」を「同項第二号に」に、「前項本文に」を「前項第一号又は第二号に」に改める。

第九条の二中「第百五十八条の二」の下に「から第百五十八条の八まで」を加える。

第十六条第二項中「（昭和二十三年法律第百三十一号）」を削る。

第十七条の見出し中「記載要件」の下に「等」を加え、同条第二項中「外」を「ほか」に改め、同条第四項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の四項を加える。

5　家庭裁判所は、同行状を発する場合において、同行状に記載する個人特定事項が次に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、同行状を発すると同時に、本人に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により審判に付すべき事由を記載した同行状の抄本その他の同行状に代わるものを交付することができる。

一　次に掲げる事件の被害者

イ　法第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号イ若しくはロに規定する罪のもの又は法第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号イ若しくはロに規定する罪に係る刑罰法令に触れるもの

ロ　イに掲げる事件のほか、法第三条第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る事件であつて、刑罰法令に触れる行為の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が少年又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号ハ⑴又は⑵に掲げるおそれがあると認められる事件

二　前号に掲げる者のほか、個人特定事項が少年又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第二号イ又はロに掲げるおそれがあると認められる者

6　前項の同行状に代わるものには、本人の氏名、年齢及び住居、同項の規定により当該個人特定事項を明らかにしない方法により記載した審判に付すべき事由、当該同行状に代わるものが同項の規定によるものである旨、同行すべき場所、同行状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず同行状に代わるものはこれを返還しなければならない旨、同行状発付の年月日並びに同行状に記名押印した裁判長又は裁判官の氏名を記載し、裁判長又は同行状を発する裁判官が、記名押印しなければならない。

7　第二項の同行状と同時に交付する同行状に代わるものには、前項の記載事項のほか、特に当該同行状の発付を必要とする理由を記載しなければならない。

8　裁判長は、法第十二条第二項の規定により第二項の同行状を発すると同時に同行状に代わるものを交付する場合には、法第十二条第二項の規定により第二項の同行状を発する旨を同行状に代わるものに記載しなければならない。

第十八条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　前条第五項の規定による同行状に代わるものの交付があつた場合における前二項の規定の適用については、第一項中「本人に示して」とあるのは「第十七条第五項の同行状に代わるものを本人に示して」と、前項中「同行状を」とあるのは「第十七条第五項の同行状に代わるものを」と、「審判に付すべき事由及び」とあるのは「同行状に記載された個人特定事項のうち第十七条第五項の同行状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により審判に付すべき事由を告げるとともに、」と、同項ただし書中「同行状」とあるのは「第十七条第五項の同行状に代わるもの」とする。

第十九条の三に次の一項を加える。

2　前項の規定により審判に付すべき事由の要旨を告げる場合において、当該審判に付すべき事由に含まれる個人特定事項が次に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、当該個人特定事項を明らかにしない方法により審判に付すべき事由の要旨を告げることができる。

一　次に掲げる事件の被害者

イ　法第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号イ若しくはロに規定する罪のもの又は法第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号イ若しくはロに規定する罪に係る刑罰法令に触れるもの

ロ　イに掲げる事件のほか、法第三条第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る事件であつて、刑罰法令に触れる行為の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が少年又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号ハ⑴又は⑵に掲げるおそれがあると認められる事件

二　前号に掲げる者のほか、個人特定事項が少年又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第二号イ又はロに掲げるおそれがあると認められる者

第二十四条の二第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項本文の規定により罪となるべき事実を告げる場合において、当該罪となるべき事実に含まれる個人特定事項が次に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、当該個人特定事項を明らかにしない方法により罪となるべき事実を告げることができる。

一　次に掲げる事件の被害者

イ　刑事訴訟法第二百一条の二第一項第一号イ又はロに掲げる事件

ロ　イに掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が本人又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第二百一条の二第一項第一号ハ⑴又は⑵に掲げるおそれがあると認められる事件

二　前号に掲げる者のほか、個人特定事項が本人又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第二百一条の二第一項第二号イ又はロに掲げるおそれがあると認められる者

第二十九条の二に次の一項を加える。

2　第十九条の三第二項の規定は、前項の規定による審判に付すべき事由の要旨の告知について準用する。

第四十二条第三項中「第十八条」を「第十八条第一項、第二項及び第四項から第六項まで」に改める。

第五十七条第五項中「から第三項まで」を「、第二項及び第四項」に改める。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部改正）

第三条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条・第二十一条」を「第二十一条―第二十三条」に、「第二十二条―第二十七条」を「第二十四条―第二十九条」に、「第二十八条―第三十二条」を「第三十条―第三十四条」に、「第三十三条―第三十五条」を「第三十五条―第三十八条」に、「第三十六条」を「第三十九条」に改める。

第一条中「第三十四条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

第十九条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

第三十六条を第三十九条とし、第六章第四節中第三十五条を第三十八条とし、第三十四条を第三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（検察官に対する調査嘱託・法第四十二条）

第三十七条　法第四十二条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第四十二条第一項又は同条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときは、第二十条の規定を準用する。

第三十三条の見出し中「第三十九条」を「第四十条」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十二条の見出し及び同条第一項中「第三十六条」を「第三十七条」に改め、第六章第三節中同条を第三十四条とする。

第三十一条の見出し中「第三十六条」を「第三十七条」に改め、同条第一項中「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十八条第四項」を「第三十九条第四項」に、「第三十五条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十条の見出し中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第一項中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十八条第四項」を「第三十九条第四項」に、「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十九条の見出し中「第三十三条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十八条の見出し中「第三十三条」を「第三十四条」に改め、同条第一項中「第三十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第三項中「第四十条」を「第四十一条」に改め、同条を第三十条とする。

第二十七条の見出し中「第三十二条」を「第三十三条」に改め、同条中「第三十二条第三項」を「第三十三条第三項」に改め、第六章第二節中同条を第二十九条とする。

第二十六条の見出し中「第三十二条」を「第三十三条」に改め、同条中「第三十二条第一項第二号」を「第三十三条第一項第二号」に改め、同条を第二十八条とし、第二十五条を第二十七条とする。

第二十四条第一項中「第二十六条」を「第二十八条」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、法第四十二条第一項の決定があった場合であって、当該写し又は当該証拠説明書中に当該決定に係る個人特定事項が記載された部分があるときは、当該写し又は当該証拠説明書に代えて、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第五項前段の規定により定めた事項を記載した書面を相手方に送付しなければならない。

第二十四条に次の一項を加え、同条を第二十六条とする。

4　前項ただし書の規定により送付する書面については、第二十三条の規定を準用する。

第二十三条の見出し中「第三十条」を「第三十一条」に改め、同条第一項中「第三十条第一項」を「第三十一条第四項」に改め、同条第二項中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十二条の見出し中「第三十条」を「第三十一条」に改め、同条第一項中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十一条の見出し中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二項中「第四十条」を「第四十一条」に改め、第六章第一節中同条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（個人特定事項に代わる事項を記載した書面の様式・法第四十二条等）

第二十三条　法第四十二条第三項の規定により読み替えて適用する法第二十五条の規定により送達する書面には、法第四十二条第一項の決定に係る個人特定事項が記載された部分について、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第五項前段の規定により定めた事項を記載した旨を記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

第二十条の見出し中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同条第一項中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同項第五号中「第四十条」を「第四十一条」に改め、同号中「（平成八年法律第百九号）」を削り、同条第二項中「第二十三条第二項第二号」を「第二十四条第二項第二号」に改め、同条を第二十一条とし、第五章中第十九条の次に次の一条を加える。

（検察官に対する調査嘱託・法第二十二条）

第二十九条　裁判所は、法第二十二条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第二十二条第一項又は同条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときは、検察官に調査を嘱託することができる。

2　前項に規定する嘱託を受けた検察官は、同項に規定する個人特定事項に係る者の連絡先を調査し、その他必要な調査をした上で、裁判所に調査結果の報告をしなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中刑事訴訟規則目次、第八十七条及び第九十一条の改正規定並びに同規則第九十二条の二の次に一条を加える改正規定は、改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（秘匿措置に関する経過措置）

第二条　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この条において「従前の例による平成二十九年改正前刑法」という。）第百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、従前の例による平成二十九年改正前刑法第百八十一条第三項の罪若しくは従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条の罪若しくはその未遂罪又は刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪若しくはこれらの罪の未遂罪に係る事件は、この規則の第二条の規定による改正後の少年審判規則（以下この条において「新少年審判規則」という。）第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第十七条第五項（第一号イに係る部分に限る。）及び第十九条の三第二項（第一号イに係る部分に限る。）（第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については改正法第一条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下この条において「新刑事訴訟法」という。）第二百七十一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなし、新少年審判規則第二十四条の二第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定の適用については新刑事訴訟法第二百一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

（刑事訴訟規則施行規則の一部改正）

第三条　刑事訴訟規則施行規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「抄本」の下に「等」を加える。

（国税庁監察官の行う捜査に関する刑事訴訟規則の適用に関する規則の一部改正）

第四条　国税庁監察官の行う捜査に関する刑事訴訟規則の適用に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第十九号）の一部を次のように改正する。

「第百六十五条第二項」を「第百六十五条第一項」に改める。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正）

第五条　裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第三十四条」の下に「から第三十四条の三まで」を加える。

第四十三条の表第百七十八条の十五第二項、第百八十七条の三第三項、第二百十七条の十二（第二百十七条の二十九において準用する場合を含む。）の項中「第百七十八条の十六第二項」を「第百七十八条の十六第三項」に改める。

（不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則の一部改正）

第六条　不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則（平成二十三年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「第二百九条第四項」を「第二百九条第一項」に、「訴因又は罰条を追加、撤回又は変更する書面」を「訴因変更等請求書面」に改める。

第八条第一項中「及び第百七十八条の十一」を「及び第百七十八条の十二（第三項を除く。）」に、同項の表第百七十八条の十一第一項及び第二項の項中「第百七十八条の十一第一項」を「第百七十八条の十二第一項」に改める。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

府令

○内閣府令第八十三号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の規定に基づき、消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（適格消費者団体である旨の掲示等） **第十一条**　［略］ 2　法第十六条第二項の規定による公衆の閲覧は、適格消費者団体の名称及び「適格消費者団体」の文字について、そのホームページの見やすい箇所へ掲載することにより行わなければならない。 （情報の提供の請求） **第三十条**　法第四十条第一項の規定による情報の提供を受けようとする適格消費者団体は、次に掲げる事項（当該適格消費者団体が、独立行政法人国民生活センターから次条第一項第一号ロに掲げる情報の提供を受けようとする場合にあっては、第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項。第八項において同じ。）を記載した申請書を独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体に提出しなければならない。 ［一～六　略］ ［2～8　略］ ［項を削る。］	（適格消費者団体である旨の掲示） **第十一条**　［同上］ ［項を加える。］ （情報の提供の請求） **第三十条**　法第四十条第一項の規定による情報の提供を受けようとする適格消費者団体は、次に掲げる事項（当該適格消費者団体が、独立行政法人国民生活センターから次条第一項第一号ロに掲げる情報の提供を受けようとする場合にあっては、第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項。第八項及び第九項において同じ。）を記載した申請書を独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体に提出しなければならない。 ［一～六　同上］ ［2～8　同上］ 9　前項の場合において、当該適格消費者団体は、第一項各号に掲げる事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）であって、独立行政法人国民生活センターの使用に係る電子計算機から認証できるものをいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○内閣府令第八十四号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の規定に基づき、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月二十五日　内閣総理大臣　岸田　文雄

消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定適格消費者団体である旨の掲示等） **第十三条**　［略］ 2　法第七十四条第二項の規定による公衆の閲覧は、特定適格消費者団体の名称及び「特定適格消費者団体」の文字について、そのホームページの見やすい箇所へ掲載することにより行わなければならない。 （情報の提供の請求） **第二十六条**　法第九十七条第一項の規定による情報の提供を受けようとする特定適格消費者団体は、次に掲げる事項（当該特定適格消費者団体が、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）から次条第一項第一号ロに掲げる情報の提供を受けようとする場合にあっては、第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項。第八項において同じ。）を記載した申請書を国民生活センター又は地方公共団体に提出しなければならない。 ［一～六　略］ ［2～8　略］	（特定適格消費者団体である旨の掲示） **第十三条**　［同上］ ［項を加える。］ （情報の提供の請求） **第二十六条**　法第九十七条第一項の規定による情報の提供を受けようとする特定適格消費者団体は、次に掲げる事項（当該特定適格消費者団体が、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）から次条第一項第一号ロに掲げる情報の提供を受けようとする場合にあっては、第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項。第八項及び第九項において同じ。）を記載した申請書を国民生活センター又は地方公共団体に提出しなければならない。 ［一～六　同上］ ［2～8　同上］

［項を削る。］

（消費者団体訴訟等支援法人である旨の掲示等）

第三十四条　［略］

2　法第百一条第二項の規定による公衆の閲覧は、消費者団体訴訟等支援法人の名称及び「消費者団体訴訟等支援法人」の文字について、そのホームページの見やすい箇所へ掲載することにより行わなければならない。

9　前項の場合において、当該特定適格消費者団体は、第一項各号に掲げる事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）であって、国民生活センターの使用に係る電子計算機から認証できるものをいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

（消費者団体訴訟等支援法人である旨の掲示）

第三十四条　［同上］

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第三十六条**　法第十九条第三項の内閣府令で定める方法は、次に掲げるとおりとする。 一　［略］	（情報通信の技術を利用する方法） **第三十六条**　法第十九条第三項の内閣府令で定める方法は、次に掲げるとおりとする。 一　［同上］

附　則

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条及び第三十四条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○内閣府令第八十五号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十九条第三項、第三十二条第二項第四号及び第三十六条の規定に基づき、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令

警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに法第十九条第一項又は第二項の規定による書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ［2・3　略］	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに法第十九条第一項又は第二項の規定による書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ［2・3　同上］
（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法） **第四十九条**　法第三十二条第二項第四号の内閣府令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］ （帳簿） **第五十条**　［略］ 2　前項各号に掲げる事項のすべてが、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第三十六条に規定する帳簿への記載に代えることができる。 3　登録講習機関は、法第三十六条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイルを含む。）を、講習会を実施した日から五年間保存しなければならない。 4　［略］	（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法） **第四十九条**　法第三十二条第二項第四号の内閣府令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。 一　［同上］ 二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［同上］ （帳簿） **第五十条**　［同上］ 2　前項各号に掲げる事項のすべてが、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第三十六条に規定する帳簿への記載に代えることができる。 3　登録講習機関は、法第三十六条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、講習会を実施した日から五年間保存しなければならない。 4　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、経済産業省　令第一号

株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二条第六号、第十八条第九項及び第三十二条の九第三項並びに株式会社地域経済活性化支援機構法施行令（平成二十一年政令第二百三十四号）第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第六条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前	
（金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者） **第三条**　法第二条第六号に規定する金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。 ［一～十一　略］ 十二　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十条第一項の規定により組織された酒造組合中央会で清酒及び単式蒸留焼酎に係るもの ［十三～二十　略］ **第五条**　法第十八条第九項に規定する主務省令で定めるものは、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （書面をもって作られた議事録の備置き及び閲覧等における特例） **第八条**　法第十八条第八項に規定する議事録が書面をもって作られているときは、機構は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより備え置くことができる。 2　［略］ （情報通信の技術を利用する方法） **第十四条の七**　法第三十二条の九第三項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	（金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者） **第三条**　法第二条第六号に規定する金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。 ［一～十一　同上］ 十二　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十条第一項の規定により組織された酒造組合中央会で清酒及び単式蒸留しようちゅうに係るもの ［十三～二十　同上］ **第五条**　法第十八条第九項に規定する主務省令で定めるものは、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （書面をもって作られた議事録の備置き及び閲覧等における特例） **第八条**　法第十八条第八項に規定する議事録が書面をもって作られているときは、機構は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。 2　［同上］ （情報通信の技術を利用する方法） **第十四条の七**　法第三十二条の九第三項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第十四条の九第一項第二号において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2　［同上］ （情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第十四条の九**　令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）及び第六条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］	（情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第十四条の九**　令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）及び第六条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［同上］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法 2　［略］	二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第九十七号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び総務省関係法令を実施するため、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

総務大臣　松本　剛明

総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ 2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　電子署名　次に掲げるものをいう。 イ　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名 ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名 ［二　略］ （電磁的記録による作成等） **第十二条**　行政機関等は、情報通信技術活用法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 2　行政機関等が、総務省関係法令の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 ［新設］	（定義） **第二条**　［同上］ 2　［同上］ 一　電子署名　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。 ［二　同上］ （電磁的記録による作成等） **第十二条**　行政機関等は、情報通信技術活用法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百五十九号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十二条第二項、第二十三条第二項及び第二十四条第二項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

厚生労働大臣　武見　敬三

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第四　労働基準監督署（第七百八十九条関係）

都道府県名	労働基準監督署名（支署名）	位置（支署所在地）	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
静岡	浜松	浜松市中央区	浜松市、湖西市
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）

都道府県名	公共職業安定所名（出張所名）（分庁舎名）	位置（出張所位置）（分庁舎所在地）	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
静岡	浜松	浜松市中央区	浜松市、湖西市
（略）	（略）	（略）	（略）
	（細江）	（浜松市浜名区）	
	（浜北）	（浜松市浜名区）	
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表第四　労働基準監督署（第七百八十九条関係）

都道府県名	労働基準監督署名（支署名）	位置（支署所在地）	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
静岡	浜松	浜松市中区	浜松市、湖西市
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）

都道府県名	公共職業安定所名（出張所名）（分庁舎名）	位置（出張所位置）（分庁舎所在地）	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
静岡	浜松	浜松市中区	浜松市、湖西市
（略）	（略）	（略）	（略）
	（細江）	（浜松市北区）	
	（浜北）	（浜松市浜北区）	
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

規則

○国家公安委員会規則第十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第十一項、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十五及び同法第百八条の三十二第三項において準用する同法第百八条の三十一第八項、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第八条第三項及び第三十九条の五第二項の規定に基づき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則等の一部を改正する規則

（遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正）

第一条　遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　［略］	第一章～第三章　［同上］
第四章　指定試験機関の指定等（第十六条―第三十条）	第四章　指定試験機関の指定等（第十六条―第三十一条）
第五章　雑則（第三十一条・第三十二条）	第五章　雑則（第三十二条）
附則	附則
（型式試験）	（型式試験）
第十五条　［1～6　略］	**第十五条**　［1～6　同上］
7　指定試験機関は、型式試験申請書及び第一項の規定により提出された書類（第三十一条の規定によりこれらの書類の提出に代えて電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び電磁的記録媒体提出票が提出された場合にあつては、当該電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体提出票）並びに同項の規定により提出された遊技機のうち一台を型式試験が終了した日から六年間保管しなければならない。ただし、型式試験の結果、型式試験申請書に係る型式が技術上の規格に適合していないと認める場合は、この限りでない。	7　指定試験機関は、型式試験申請書、第一項の規定により提出された書類及び同項の規定により提出された遊技機のうち一台を型式試験が終了した日から六年間保管しなければならない。ただし、型式試験の結果、型式試験申請書に係る型式が技術上の規格に適合していないと認める場合は、この限りでない。

第五章　雑則

（電磁的記録媒体による手続）

第三十一条　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体及び別記様式第二十三号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　第一条第三項第三号に規定する書類　第十四条第一項

二　遊技機試験申請書　第十四条第一項

三　第七条第二項第六号に規定する書類　第十五条第一項

四　型式試験申請書　第十五条第一項

五～十一　［略］

十二　試験員が第十九条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書面　第十六条第二項及び第二十条第二項

十三～十五　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［章名を削る。］

［章名を付する。］

（フレキシブルディスクによる手続）

第三十一条　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第二十三号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

一～七　［同上］

［四号ずつ繰り下げる。］

八　試験員が第十九条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書面　第十六条第二項

九～十一　［同上］

［四号ずつ繰り下げる。］

2　前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

3　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

4　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

5　第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の名称

二　提出年月日

第五章　雑則

（交通事故調査分析センターに関する規則の一部改正）

第二条　交通事故調査分析センターに関する規則（平成四年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第九条**　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）及び別記様式第二号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。 ［一～八　略］ ［項を削る。］ ［項を削る。］ ［項を削る。］	（フレキシブルディスクによる手続） **第九条**　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第二号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。 ［一～八　同上］ ２　前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 ３　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格Ｘ六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五に規定する方式 三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一に規定する方式 ４　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第23号（第31条関係）

電磁的記録媒体提出票

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第14条第１項／第15条第１項／第16条第１項／第16条第２項／第20条第１項／第20条第２項／第22条第１項／第22条第２項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

殿

提出者の氏名又は名称及び住所

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考

１　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

２　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。

３　不要の文字は、横線で消すこと。

４　該当事項がない欄は、省略すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第23号（第31条関係）

フレキシブルディスク提出票

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第16条第１項／第16条第２項／第20条第１項の規定により／第22条第１項／第22条第２項提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

国家公安委員会殿

提出者の名称及び事務所の所在地

１　フレキシブルディスクに記録された事項

２　フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考

１　「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、２枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

２　「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。

３　不要の文字は、横線で消すこと。

４　該当事項がない欄は、省略すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

［項を削る。］

別記様式第２号（第９条関係）

電磁的記録媒体提出票

国家公安委員会　殿

年　月　日
提出者の名称
住　所

道路交通法第108条の20第１項
道路交通法第108条の20第２項
交通事故調査分析センターに関する規則第１条第１項
交通事故調査分析センターに関する規則第１条第２項　の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。
交通事故調査分析センターに関する規則第５条第１項
交通事故調査分析センターに関する規則第５条第２項

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考　１　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
２　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
３　不要の文字は、横線で消すこと。
４　該当事項がない欄は、省略すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

５　第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一　提出者の名称
二　提出年月日

別記様式第２号（第９条関係）

フレキシブルディスク提出票

国家公安委員会　殿

年　月　日
提出者の名称
住　所

道路交通法第108条の20第１項
道路交通法第108条の20第２項
交通事故調査分析センターに関する規則第１条第１項
交通事故調査分析センターに関する規則第１条第２項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。
交通事故調査分析センターに関する規則第５条第１項
交通事故調査分析センターに関する規則第５条第２項

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

１　フレキシブルディスクに記録された事項

２　フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考　１　「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、２枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
２　「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
３　不要の文字は、横線で消すこと。
４　該当事項がない欄は、省略すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則の一部改正）

第三条　盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第九条**　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。 ［一～九　略］ ［項を削る。］	（フレキシブルディスクによる手続） **第九条**　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。 ［一～九　同上］ ２　前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 ３　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格Ｘ六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五に規定する方式 三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一に規定する方式
［項を削る。］	

［項を削る。］

［項を削る。］

別記様式（第９条関係）

電磁的記録媒体提出票

国家公安委員会　殿

年　月　日
提出者の名称
住　所

盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第２条第１項／第２条第２項／第５条第１項／第５条第２項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考　１　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
２　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
３　不要の文字は、横線で消すこと。
４　該当事項がない欄は、省略すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

４　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

５　第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の名称

二　提出年月日

別記様式（第９条関係）

フレキシブルディスク提出票

国家公安委員会　殿

年　月　日
提出者の名称
住　所

盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第２条第１項／第２条第２項／第５条第１項／第５条第２項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

１　フレキシブルディスクに記録された事項

２　フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考　１　「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、２枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
２　「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
３　不要の文字は、横線で消すこと。
４　該当事項がない欄は、省略すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則の一部改正）

第四条　外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第八条**　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。 ［一～八　略］ ［項を削る。］	（フレキシブルディスクによる手続） **第八条**　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。 ［一～八　同上］ ２　前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

別記様式（第８条関係）

電磁的記録媒体提出票

国家公安委員会　殿

年　月　日
提出者の名称
住　所

外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則第２条第１項、第２条第２項、第５条第１項、第５条第２項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考　１　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
２　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
３　不要の文字は、横線で消すこと。
４　該当事項がない欄は、省略すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

３　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。
一　トラックフォーマットについては、日本産業規格Ｘ六二二五に規定する方式
二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五に規定する方式
三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一に規定する方式
４　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。
５　第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一　提出者の名称
二　提出年月日

別記様式（第８条関係）

フレキシブルディスク提出票

国家公安委員会　殿

年　月　日
提出者の名称
住　所

外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則第２条第１項、第２条第２項、第５条第１項、第５条第２項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

１　フレキシブルディスクに記録された事項

２　フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考　１　「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、２枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
２　「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
３　不要の文字は、横線で消すこと。
４　該当事項がない欄は、省略すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（交通安全活動推進センターに関する規則の一部改正）

第五条　交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第十三条**　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）及び別記様式第四号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。 ［一～七　略］	（フレキシブルディスクによる手続） **第十三条**　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第四号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。 ［一～七　同上］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

２　前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

３　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

４　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

５　第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の名称

二　提出年月日

別記様式第４号（第13条関係）

フレキシブルディスク提出票

国家公安委員会　殿

年　月　日
提出者の名称
住　　所

第１条第
第１条第
第７条第
第７条
交通安全活動推進センターに関する規則第12条において準用する
１項
２項
１項
２項
の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録し

たフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

１　フレキシブルディスクに記録された事項

２　フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考　１　「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、２枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

２　「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

３　不要の文字は、横線で消すこと。

４　該当事項がない欄は、省略すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第六条　国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合及び別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づき、電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合及び別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づき、電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

別記様式第４号（第13条関係）

電磁的記録媒体提出票

国家公安委員会　殿

年　月　日
提出者の名称
住　　所

第１条第
第１条第
第７条第
第７条
交通安全活動推進センターに関する規則第12条において準用する
１項
２項
１項
２項
の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録し

た電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考　１　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

２　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

３　不要の文字は、横線で消すこと。

４　該当事項がない欄は、省略すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

一　電磁的記録（次号に規定するものを除く。）を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

［２・３　略］

（電磁的記録による作成）

第六条　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調整する方法により作成を行わなければならない。

別表第一

［略］	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）	第三十八条第二号、第三号及び第十二号（同条第二号及び第十二号については、第九十七条第三項において準用する場合を含む。）
［略］	

別表第二

古物営業法	第十九条第二項
［略］	

別表第三

［略］	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	第三十八条第二号、第三号及び第十二号（同条第二号及び第十二号については、第九十七条第三項において準用する場合を含む。）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

一　電磁的記録（次号に規定するものを除く。）を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

［２・３　同上］

（電磁的記録による作成）

第六条　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

別表第一

［同上］	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）	第三十八条第二号、第三号及び第十二号（同条第二号及び第十二号については、第九十七条において準用する場合を含む。）
［同上］	

別表第二

古物営業法	第十九条第四項
［同上］	

別表第三

［同上］	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	第三十七条第二号、第三号及び第八号